

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日の当たる日には休日)

湖東大浜土地改良区

告 示

目 次

◆告示 土地改良区の役員の住所の変更

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(四件)

開発行為に関する工事の完了

◆正誤 猿銃等の取扱いに関する講習会の開催

誤許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令中訂正

鳥取県告示第百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次とおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 縦覧に供する場所

昭和五十二年二月十五日

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年二月十六日から二十日間

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十二年一月十九日付けで青谷町から申請のあつた土地改良(河原地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月十五日

理事 山根 幸一	変更前	鳥取市湖山町一五八一番地
鈴野 久嘉	変更後	鳥取市湖山町北一丁目三八二番地
監事 木下 竹藏	変更前	鳥取市湖山町一二七八番地八
	変更後	鳥取市湖山町北六丁目二七五番地八

青谷町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年二月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百四号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（小田地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年二月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百七号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（荒金地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年二月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百五号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（池谷地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年二月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年九月一日鳥取県指令受都計第四百四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町字宮向

鳥取県告示第百六号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（陸上地区農業用用排水）事業は、

三 開発許可を受けた者の住居及び出知

鳥取市湖山町字御厨700(鶴屋)

株式会社鶴田銀

代表取締役 鶴田秀松

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和52年2月15日

鳥取県公安委員会委員長 松岡新平

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和52年3月9日午後1時から	鳥取警察署 会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和52年3月17日午後1時から	米子警察署 会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

- ただし、昭和41年6月7日以後の狩獵者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩獵者講習修了証明書を有する者を除く。
- 3 講習課目及び講習時間
- | | |
|--------------------|-----|
| 獵銃及び空気銃の所持に関する法令 | 2時間 |
| 獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い | 1時間 |
- 4 考査
- 講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講の申込み
- 所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
(2) 獵銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙
(3) 印

出
票

註記同等申請文書の標準処理期限を定める命令(昭和五十一年一月四日取
締令第一号)中次の箇点に誰のがおいたのや、記せよ。

- 真 行 票 正
- 五 終わらかひ印 第十二回^度「銀印」 第十二回^度 ハニ^ハ
- 2 受講対象者
- 鳥取県内に住所を有する者で、狩獵、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。

111-九

栄養師法施行令

栄養士法施行令

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥
取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】

二十六	十一	都道府県 買収
二十九	十二	法定日数組合 設立に関する 組合設立に關 する
三十二	十一	法定日数組合 設立に関する 組合設立に關 する
三十四	四 一 五	事業計画の変更の 変更の認可
三十五	一	事業計画の変更の認可
		管理規程
		下水道事業
		下水道